

地域を支える皆様に応援します!

人材確保

# 広島県介護分野の

## 職員の賃上げ・

## 職場環境改善

## 支援事業のご案内



介護サービス事業所に勤務する職員の賃上げ及び職場環境改善を図ることを目的とし、賃上げ又は職場環境改善等を行う介護サービス事業所に対して必要な費用を補助します。

### 申請受付期間

令和8年 **4月10日** (金) ~ **5月11日** (月)

### 申請方法について

複数の施設を運営している事業者は、まとめて申請いただけます。  
法人単位にまとめて申請してください。

原則 **WEB申請**とします

(郵送申請希望の場合は事務局へお問い合わせください。)

詳しくはこちらをご確認ください。専用ホームページ▶  
<https://hiroshima-hks.jp/>



### WEB申請について

- 1 **HP掲載の申請書(Excel)**をご準備ください。
- 2 HP内【申請はこちら】より**メールアドレスの登録**を行い、**管理番号(自動発番)**を取得してください。
- 3 登録後、自動発信にて**ご登録先のメールアドレス**へ、申請を行うためのご案内を発信いたします。そちらを利用し、**申請内容の登録**を行ってください。
- 4 事業者情報登録後、**マイページより申請書**をご提出ください。

申請に関する詳細は、専用ホームページをご覧ください。

支援を受けるためには申請が必要です。裏面もご覧ください。

介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業は2つの支援を行います。

介護サービス事業者の皆さまへ  
(処遇改善加算対象サービス向け)

介護職員は  
最大月額 **1.9万円** (※) 相当、  
介護職員以外も  
月額 **1.0万円** (※) 相当を、  
いずれも6か月分補助します。

賃上げ  
支援!

※常勤換算の職員一人当たりの金額。平均的な職員配置を元に設定した交付率を総報酬に乗じて補助します。

- 1 補助金額に相当する**職員の賃金改善**を行きましょう!
- 2 以下の**生産性向上等に係る取組の1つ**を行きましょう!

※処遇改善加算を未取得の場合は、以下の取組に加え、処遇改善加算の取得も必要です。

訪問、通所サービス等は

- ケアプランデータ連携システムへの加入



加入のご相談  
はこちら▼



施設サービス等は

- 生産性向上推進体制加算の取得



取得要件等  
はこちら▼



- 3 広島県の定める期限までに**実績報告**をしましょう!

介護サービス事業者の皆さまへ

介護職員以外の職員にも  
月額 **1.0万円** (※) 相当を、  
6か月分補助します。

事業  
拡大!

- 訪問介護 ●居宅介護支援
- 訪問リハ ●介護予防支援

※常勤換算の職員一人当たりの金額。平均的な職員配置を元に設定した交付率を総報酬に乗じて補助します。

- 1 補助金額に相当する**職員の賃金改善**を行きましょう!
- 2 以下の**生産性向上等に係る取組の1つ**を行きましょう!

- ケアプランデータ連携システムへの加入

加入のご相談  
はこちら▶



- 処遇改善加算Ⅳに準ずる要件

※任用要件・賃金体系の整備、研修等の実施、職場環境等要件



- 3 広島県の定める期限までに**実績報告**をしましょう!

計画書の記入方法について 以下ご参照ください。

動画URL <https://youtu.be/5VT0b1mk4yl?si=hQRcblyZWXws3z0C>



具体的な期限、Q&A及び要綱等については、専用ホームページをご確認ください。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/54/kaigoshogushokuba.html>



【お問い合わせ】 広島県介護・障害福祉従事者処遇改善支援事業 事務局

電話 **082-248-7711** 開設時間 9:00~17:00(平日のみ)